

二 醫療保護法第十三條ノ規定ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケシメザルトキ

三 前二號ニ掲グル場合ヲ除クノ外醫療又ハ助産ヲ廢止又ハ停止シタルトキ

第二十四條 事業者被保護者ヲ醫療保護法第十四條ノ規定ニ依リ收容ノ委託ヲ爲シタルトキハ收容ノ委託ヲ受ケタル者ニ就キ必要ナル報告ヲ求メ又ハ收容ノ狀況ヲ視察スルコトヲ得

第二十五條 地方長官ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 地方長官醫療保護法第十七條ノ規定ニ依リ醫療券ノ割當ヲ爲スニ當リテハ事業者ノ資力並ニ施設及被保護者ノ狀況ヲ考慮シ各事業者ニ付其ノ發行セラルベキ地域及其ノ地域毎ニ發行セラルベキ數ヲ定ムベシ

前項ノ地域ハ市町村ノ區域ニ依ル但シ東京市、京都市、大阪市、横浜市、神戸市及名古屋市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第二十七條 事業者ハ其ノ發行シタル醫療券ヲ前條ノ規定ニ依リ定メラレタル地域毎ニ關係市町村長ニ送達スベシ

第二十八條 醫療保護法第十八條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ガ市町村長ヲシテ行ハシムルコトヲ得ル事務概ネ左ノ如シ
一 事業者、施設又ハ附帶事業ニ付必要ナル調査ヲ爲スコト

二 醫療券ノ割當及發行ニ關シ必要ナル調査ヲ爲ス

三 事業者相互並ニ事業者トノ聯絡ヲ圖ルコト

四 地方長官ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆及事業者相互並ニ是等ノ者トノ聯絡ヲ圖ルコト

第二十九條 方面委員ハ左ニ掲グル事務ヲ行フベシ
一 市町村長ノ行フ認定ニ關シ必要ナル調査ヲ爲スコト

二 市町村長ノ行フ醫療券ノ交付ニ付之ヲ補助スルコト
三 市町村長ニ對シ被保護者ノ狀況ヲ通知シ且其ノ醫療又ハ助産ニ關シ意見ヲ具申スルコト

四 前條各號ニ掲グル事項ニ付市町村長ヲ補助スルコト
五 醫療保護法第十六條ノ規定ノ適用ニ關シ市町村長ニ意見ヲ具申スルコト

第三十條 醫療保護法又ハ本令ノ規定ニ依リ厚生大臣ニ對シ認可若ハ許可ノ申請ヲ爲シ又ハ届出、報告其ノ他書類ノ提出ヲ爲サントスル場合ニ於テハ事業經營地ノ地方長官ヲ經由シテ之ヲ爲スベシ

第三十一條 道府縣又ハ市町村醫療又ハ助産ノ費用ヲ徵收シ又ハ其ノ償還ヲ命ズル場合ニ於テハ其ノ費用ノ計算書ヲ添へ納付スベキ金額及其ノ期限ヲ指定スベシ

第三十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ適用ス

第三十三條 本令ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ之ヲ施行

第三十四條 醫療保護法第三十一條第一項ノ規定ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行ハントスル者ハ醫療保護法施行ノ日ヨリ二週間以内ニ其ノ旨事業經營地ノ地方長官ニ届出ヅベシ

第三十五條 醫療保護法第三十一條第二項ノ規定ニ依リ認可申請書ニハ第三條第一號乃至第四號ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

第三十六條 救護法施行規則中左ノ通改正ス
第三十七條 母子保護法施行規則中左ノ通改正ス
第八條 削除

〔參照〕
昭和六年八月十日 內務省令第二十號救護法施行規則抄録
第十一條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師、藥劑師又ハ產婆ニ就キ醫療又ハ助産ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

昭和十二年十二月 內務省令第五十四號母子保護法施行規則抄録
第八條 市町村長ハ其ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ醫療ニ關シ帳簿書類ヲ調査シ、必要ナル報告ヲ徴シ又ハ説明ヲ求ムルコトヲ得

厚生省人口局の「結婚に於ける健康問題の指導指針」の刊行

厚生省人口局に於ては國民優生に關する問題、所謂「優生結婚」の問題に關し世上時に見受けられないでも

ない誤解に答へその趣旨と程度とを解説せる「結婚に於ける健康問題の指導指針」なるパンフレットを刊行したが、之を再録すれば以下の如くである。

結婚相談に於ける健康問題に關する

指導指針

結婚指導に當りては厚生省優生結婚相談所にて定めたる結婚十訓の趣旨を根幹とするは勿論なるも其の健康問題に關し保健所相談所等に於て指導を行ふ方針は大體次の指針によること。

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ
- 二、心身共に健康な人を選べ
- 三、お互に健康證明書を交換せよ
- 四、悪い遺傳の無い人を選べ
- 五、近親結婚は成るべく避けよ
- 六、なるべく早く結婚せよ
- 七、迷信や因襲に捉はれるな
- 八、父母長上の意見を尊重せよ
- 九、式は質素に届は當日

一、生殖能力

(イ) 健全なる生殖能力を有することは優生結婚の必要條件なるを以て生殖能力欠損の疑あるものにつきては専門醫の診療を受けるやう指導すること。

(1) 婦人にありては腹部疾患、生殖器炎症、發育不全等は生殖能力欠損を來すこと多きを以てかかる既往症あるもの及び月經異常例へば無月經、初潮遲遠、月經不順、月經痛等あるものに

つては専門醫の判断を求むること。

(2) 男子の生殖能力欠損の主たる原因は淋病による精管閉鎖なるを以て淋病就中淋菌性副睪丸炎ありたるものについては精液検査により精子の有無を確かむること。

(ロ) 生殖能力を缺くものは同じく生殖能力を缺くもの同志又は遺傳病患者と結婚するやうに指導すること。

二、結核

(イ) 結核體質並びに之が遺傳の存在無きことを一般に徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 結核患者の結婚は健康診断の結果を基礎として結婚後の生活條件等を考慮に入れ指導すること。

(1) 開放性結核患者は治療するまで原則として結婚せぬ様指導すること。

(2) 傳染の虞なき輕症結核患者の結婚の可否は個々の場合に當り症状、結核豫防知識、生活狀態、職業等を顧慮して判断すること。

(3) 症状に依り尙治療を要するものに就ては適當期間結婚を延期し療養に努むる様指導すること。

(ハ) 結核婦人の妊娠につきては從來危險が過大視され結婚が拒否され避妊、妊娠中絶が濫用せられたる傾向があるを以て行き過ぎぬ様指導すること。

三、性病

(イ) 性病に關する診断は臨床的診断、血清反應

検査等を綜合して行ひ必要あれば専門醫の診察を受ける様指導すること。

(ロ) 性病感染又は感染の危險ある機會を有したる既往歴あるものについては特に綿密なる診断を行

ひ現在性病なしと認められ又は傳染の危險なしと認められざる限り結婚せざる様指導すること

(1) 梅毒罹患の既往症なきもの又は梅毒罹患の危險ある機會を有せざるものは一回の血清反應検査にて陰性なれば結婚を可とすること。

(2) 梅毒罹患の既往症あるものについては早期に效果的治療を受け血清反應陰性となり六ヶ月後再検査して尙陰性なれば結婚を差支なしとすること。

一般に既往症を有するものは六ヶ月の間において二回血清反應を檢し何れも陰性なれば可とすること。

尙充分效果的なる治療を終了し治療後二ヶ年間何等微毒症を現はさず経過せるものは血清反應陰性とならずとするも専門醫が診断して傳染の危險なしと認められたる場合は結婚を可とすること。

(3) 梅毒に罹患したる婦人にありては配偶者に傳染させる危險が消失しても胎兒に傳染させる危險は更に數年も長く残ると認められる場合あるを以て將來妊娠せるときは早期に豫防的治療を受けるやう指導すること。

(4) 先天梅毒に罹患せる者は充分なる治療を終了し居れば假りに血清反應が陰性とならずとも結婚して差支なしとすること。

(5) 淋病の既往症なき者は一回の検査にて異常なきときは結婚を可とすること。

(6) 淋病の既往症を有する者は一ヶ月の間を置いて二回精密なる検査を行ひ異常なきとき初めて結婚を可とすること。この期間中適當回数専門的な診察を行ひ必要な人工誘發法を試みることに。

(7) 軟性下疳に罹りたる者は症状消滅後一ヶ月以上経過せる場合に結婚を可とすること。

(8) 第四性病(鼠蹊淋(巴肉芽腫症))に罹りたる者の、傳染の危険消滅の時期は個別の場合に當り専門家の認定により決定すること。

四、癩

(イ) 癩は遺傳病にあらざることを徹底せしむる様指導すること。

(ロ) 癩の潜伏期は大體十年以内と見られるを以て癩患者のありたる家庭内に於て癩患者と密接な接觸を有したるものも、その後十年以上殊に十五年以上も経過せるものは結婚差支なしとすること。

尙發病年齢は十一歳乃至三十歳が最も多きを以て疑あるものは三十歳を超えてより結婚する様指導すること。

五、遺傳病

(イ) 遺傳病はその強度及び惡質の程度によつて國民健康保險組合普及狀況一覽

婚の可否を判断すること。その標準は國民優生法によること。

(ロ) 國民優生法の對象となり得るが如き強度且惡質なる遺傳病患者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 生殖可能の遺傳病患者は生殖不能の遺傳病患者又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(2) 生殖不能の遺傳病患者は遺傳病患者(生殖能力の如何を問はず)又は他の生殖不能者と結婚するやうにすること。

(ハ) 前項に準ずる惡質の遺傳病患者もなるべく生殖不能者と結婚する様に指導し若し生殖可能者と結婚すれば子孫が發病する危険あることを指示すること。

(ニ) 表面健康なるも強度且惡質なる遺傳病の素質を有する處ありと見做される者の結婚は次の如く指導すること。

(1) 雙方共國民優生法の對象となるが如き同一の遺傳病の素質を有すと認められるときは結婚を避けるようにすること。若し結婚したるときは一方が優生手術を受けて生殖不能となる様に指導すること。

導すること。

(2) 生殖不能の素質者と遺傳的に健全なる者との結婚は差支なしとすること。

(3) 遺傳病の素質を有すと認められるものは原則としてその疾患の發病危険年齢を大體過ぎてより結婚する様指導すること。

右の年齢は精神分裂病、躁鬱病にありては三十歳、癩癩にありては二十五歳とし、他の疾患にありても夫れ夫れ醫學的經驗上決定すること。

(4) 一卵性雙生兒の一方が發病してゐるときは他方は表面上健康でもなるべく健康者と結婚せぬ様にすること。

(ホ) 血族結婚はなるべく避くるやうに指導すること。

保險院の國民健康保險普及狀況調

保險院の發表になる昭和十六年七月末日現在に於ける國民健康保險組合の普及狀況一覽を掲ぐれば別掲の如くで、本制度創設の昭和十三年以降毎年度その數を増加し現在の組合總數一千三百を超え、被保險者數三百九十三萬に近い。

(昭和十六年七月三十一日現在)

道府縣別	設立數	上記内譯		聯合會設立地方	設立年度區別				被保險者數
		普通	特別		十三年	十四年	十五年	十六年	
北海道	三三三	三三二	一	◎	六	一〇	七	一六二、四九八	
青森	四七	四六	一	◎	四	一三	二〇	二〇、四三二	
岩手	二七	一	一	◎	六	七	四	一〇	
宮城	二〇	一七	一	◎	三	四	六	八一、五九〇	